

## マイナンバーカードの紛失について

## 1 概要

昨年9月に青葉郵便局から青葉区役所に返戻された本人限定受取郵便（マイナンバーカード1件）について、戸籍課執務室内で所在不明であることが11月上旬に発覚しました。同月、当該お客様に事情を説明し、12月に再発行をしています。

また、このことについて、戸籍課長は関係部署への報告をしませんでした。

本来、適切な管理を徹底し取り扱うべきマイナンバーカードを紛失し、お客様には深くお詫び申し上げますとともに、同様の事例を起こさない様に再発防止を徹底します。

## 2 経過

|                  |   |
|------------------|---|
| R2.9.23(水)       | ・青葉郵便局から青葉区役所に返戻された本人限定受取郵便（マイナンバーカード）を総務課が戸籍課に返却。  |
| R2.11 上旬         | ・戸籍課で、郵送交付したマイナンバーカードの受取確認をする過程で、当該お客様のマイナンバーカードが所在不明であることが発覚。<br>・複数の職員で戸籍課執務室内を捜索するも発見には至らず。<br>・戸籍課長は、他の書類に混在して、誤廃棄してしまった可能性が高く、情報漏えいはないと判断。 |
| R2.11.19(木)      | ・戸籍課担当係長が、お客様宅へ訪問し、経過と誤廃棄の可能性を説明した上で謝罪。再発行の手続きをとることについて、了承を頂く。  |
| R2.12.23(水)      | ・郵送で再発行したマイナンバーカードをお客様が受領。  |
| R3.1.20(水)<br>以降 | ・戸籍課職員から総務課が報告を受け、事実を把握。<br>・総務課から市関係部署へ報告し、市関係部署から神奈川県及び総務省、並びに個人情報保護委員会に報告。   |

## 3 紛失した書類

封筒1通（送付通知書、マイナンバーカード）

## 4 マイナンバーカード額面に記載された個人情報

氏名、住所、性別、生年月日、顔写真、個人番号、署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書の有無、電子証明書の有効期限

## 5 原因

マイナンバーカードは、作業時以外は鍵の開閉履歴等を管理することができるセキュリティキャビネットに保管することになっていますが、返戻されたマイナンバーカードの取扱いについて、課内でルールが徹底されていませんでした。

また、戸籍課長は「他の書類に混在して誤廃棄した可能性が高く、情報漏えいはない。」と判断し、関係部署への報告をしませんでした。

## 6 再発防止策

マイナンバーカードは、指定されたエリアで必ず複数人で取り扱うとともに、作業時以外は確実にセキュリティキャビネットに保管するなど、管理ルールを改めて周知徹底させます。

また、返戻されたマイナンバーカードは全件チェックし、他に紛失案件がないことを確認しましたが、今後も定期的なチェックを実施していきます。

さらに、個人情報の紛失が発覚した際には、情報漏えいのおそれがあるとして速やかに関係部署へ報告するよう徹底します。

|                                   |
|-----------------------------------|
| <b>お問合せ先</b>                      |
| 青葉区総務課長 守屋 大介    Tel 045-978-2210 |